

改正省令に係るお知らせ N02

令和6年7月3日

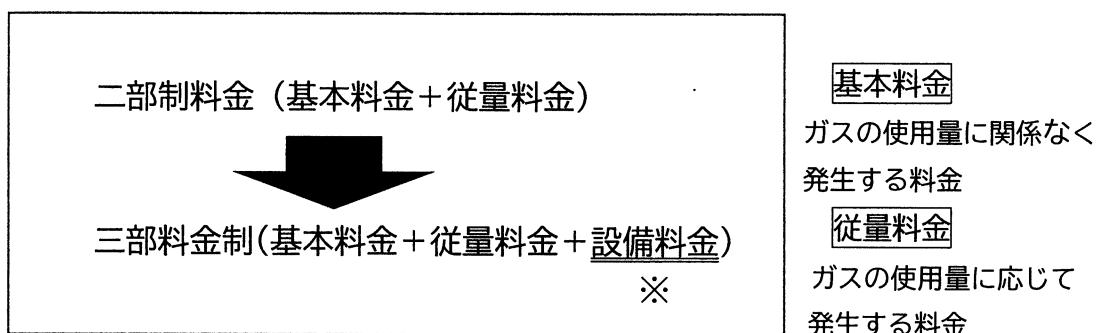
会員事業所の長様

(一社)鹿児島県LPガス協会 事務局

改正省令について

前号の続きです。今回は、3) 三部料金制の徹底についての説明です。

三部料金制は、令和7年4月2日からの施行ですが、さかのぼって既存契約者にも適用されますので、今の料金体系を三部料金制にする必要があります。



※【設備料金】 ガス消費に必要な器具代、ガス消費とは関係のない設備費の合計額

例) 今まで料金の中に入れてあった器具代、設備費があれば抜き出して設備費に記載します。そうした費用が無ければ設備料金は「0円」と記載します。ガス漏れ警報器は設備料金ですが、保安機器であるため、基本料金に入れても構いません。設備料金にしてもOKです。

1) 三部制料金 → 令和7年4月2日より前の消費者にも適用される

【令和7年4月2日以降】

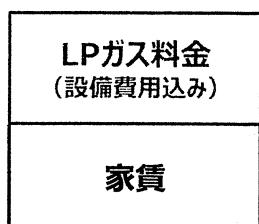
2) エアコン、ドアフォン等ガス消費と関係ない費用は料金に上乗せ禁止

3) 賃貸集合住宅のガス料金にはガス器具等の設備費用も計上禁止

設備費用の欄は「0」あるいは「該当なし」と記載する

【料金に計上できない設備費はオーナー等が家賃で回収する形になる】

賃貸住宅入居者の負担イメージ
(現時点)



賃貸住宅入居者の負担イメージ
(新制度下)

